

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	名古屋市役所
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
工場等の名称	複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）
工場等の所在地	名古屋市中区千代田一丁目 5 番 8 号
業種	公務その他
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	中土木事務所を始めとして、上下水道局、財政局、なごや建設事業サービス財団及び研修室等が入った複合庁舎ビル
計画期間	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和3年7月27日 ～ 令和6年3月31日		
公表方法	○	揭示 閲覧	（場 所） 1 階庁舎管理室
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊 子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	052-972-2257		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝く、風土を生かした環境首都を目指します。その実現のために、次の4つの環境都市像の方向性に沿った形で事業者としての取組みを推進します。

【健康安全都市】

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまちをめざします。

【循環型都市】

廃棄物などの発生抑制や適性処理、資源の効率的な循環利用が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまちを目指します。

【自然共生都市】

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と緑・多様な生きものが身近に感じられるまちを目指します。

【低炭素都市】

化石燃料から再生可能エネルギーへ転換が進むとともに、駅周辺に都市機能を集積した、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまちを目指します。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

管理基準



関係局遵守

エネルギー管理員の資格を取得したものがビル管理に従事

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 2 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,785	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） ②を除く	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,785	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	1,785	t-CO ₂	1,731	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 2 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 5 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスの発生を1年間に1%ずつ、3年間で3%削減する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房(熱源設備)	・シーズン中は、冷温水発生機の運転台数を負荷に合わせて自動調整し、過剰なエネルギー消費を抑える。	各部署の温湿度管理に支障がない範囲内で平日の熱源機器の稼働スケジュールの時間設定に見直しを努める一方で発生機の運転停止以降は冷温水循環2次ポンプを有効的に活用しサイクル内で蓄熱運用する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・冷暖房(空調設備)	・空調設備の運転時間の適正な運用管理と共に室内設定温度を冷房28℃、暖房20℃を目標に徹底する。また各部署の室内温湿度管理に支障がない範囲内で空調機の運転台数を制限する。(研修室等の在室利用者が無い場合に限る)	・共用部(ラウンジ、ホール、研修室等)南系統に付随する空調機(エアハン)2台の内、1台を停止とする。但し、この運用方式は中間期のみの適用とし、当日の研修室の利用がある場合は除く。
省エネルギー・省資源の行動の実践・照明	・各階の共用部においてはトイレ、給湯室等、未使用時につき照明等のスイッチをオフとする。	・庁内の定例会議を通じて各所属のビル関係者(職員・委託業者等)にも節電への協力要請を促し、省エネに対する意識を広げてもらうよう周知徹底する。
省エネルギー・省資源の行動の実践・昇降機	・土、日、祝日及び夜間は運転台数を減らすことで、過剰なエネルギー消費を抑制する。	・平日の19:00～7:00、土・日及び祝日は2台中1台のみの稼働とする。 ・カゴ内の換気ファンを夏期(7、8月)以外の月は稼働を停止とする。
省エネルギー・省資源の行動の実践・湯沸器	・湯沸器の給湯温度設定を下げる。 ・土日等、休庁日によるプログラムタイマーを変更し運転時間を短縮する。	・各階に設置する現在の湯沸器の給湯温度(95℃以上)設定に対し温度設定を－(マイナス)10℃下げ85℃前後になるよう調整する
省エネルギー・省資源の行動の実践・ウォシュレット便座ヒーター	・各階、共用部トイレ洋式ウォシュレットの便座ヒーターの運用管理を時季ごとに随時、調整する。(利用者への支障の無い範囲内で行なう)	・中間期から夏場にかけては、便座ヒーターの電源を切る。 ・冬場においては利用の少ない時間帯(夜間)に限り節電モードとする。

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・ 文房具はグリーン購入法対象品を購入する。

--

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・ 定時退庁に努める。

--